

令和 5 年 2 月 20 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 5 年 2 月 20 日現在、1,065 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、中村

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	マイNZ<毎飲酢>りんご酢ドリンク	株式会社Mizkan	7120001149272	清涼飲料水	酢酸	本品は食酢の主成分である酢酸を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。	本品は高血圧症の予防薬及び治療薬ではありません。空腹時での摂取は刺激を強く感じる場合があります。胃潰瘍や肝障害などの疾患のある方や飲用前後に薬を服用される方は医師にご相談ください。	1日100mlを目安にお飲みください。	再許可等特保※	R5.2.20	1845
2	特茶カフェインZERO	サントリー食品インターナショナル株式会社	8010401080079	茶系飲料	ケルセチン配糖体(イソケルシトリンとして)	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力(脂肪の分解・消費)を高め、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。本品は未成年、妊産婦、授乳婦を対象に開発された飲料ではありません。疾病罹患者は医師・薬剤師にご相談ください。	1日500mlを目安にお飲みください。	再許可等特保※	R5.2.20	1846

※「消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」(平成21年新開発食品調査部会長決定)における「(5)再許可」に該当するため、消費者委員会の諮問を省略したもの。